# 平成30年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会摘録

日 時:平成30年6月25日(月)午後3時00分~午後4時12分

場 所:職員会館かもがわ 第5会議室

出 席 者:大塩委員長,内田委員,新谷委員,諏訪委員

事務局:德永監查指導課長,大田課長補佐,深谷(監查指導課)

医務衛生課:折戸医務衛生課長,川添事業推進係長

健康長寿企画課:工藤地域支援担当課長,田坂地域支援係長,清水介護予防推進係長,

柳田,藤井

議事 指定候補者の選定方法及び審査基準について

## 対象施設

- · 京都市深草墓園
- ・京都市老人保養センター
- ・京都市福祉ボランティアセンター
- ・ひと・まち交流館 京都の共用部分

(○は,委員発言)

事 務 局 ただ今から、京都市保健福祉局指定管理者選定委員会を開催する。委員の皆様には、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、お礼申し上げる。

また,新任委員の皆様においては,この度,本委員会の委員に御就任いただいたことを厚く御礼申し上げるとともに,今後の委員会運営に御尽力賜るようお願い申し上げる。

会議に先立ち、新任期で最初の委員会のため、席順に従い簡単に自己 紹介をお願いする。

委員及び事務局 (自己紹介)

事務局以上,今年度は委員4名体制で委員会を運営するため,御協力お願い申し上げる。

初めに会議の成立について報告させていただく。本日4名の委員が出席していることから,京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第5条第3項の規定により,会議が成立していることを報告する。

続いて同設置要綱第4条第2項の規定に基づき、委員の互選によって 委員長を選出していただく。もし意見がないようであれば、前任期も委 員に就任いただいていた大塩委員に委員長に就任いただきたいがいかが。

委員全員 (異議なし)

事 務 局 異議がないようなので、大塩委員に委員長に就任いただくことを、こ こに確認する。

それでは委員長に就任された大塩委員長に,一言御挨拶をお願いする。

### 大塩委員長 (挨拶)

- 事 務 局 本日の議題は、「京都市深草墓園」及び「京都市老人保養センター」、「京都市福祉ボランティアセンター」「ひと・まち交流館 京都の共用部分」の計4施設に係る指定候補者の選定方法及び審査基準についてである。 それでは、これからの議事進行は大塩委員長にお願いする。
- 大塩委員長 本日は多忙にもかかわらず当委員会に出席賜り、御礼申し上げる。 議事に入る前に、要綱第4条第3項に基づき、副委員長を指名させて いただく。副委員長は、学識経験者として就任されている、内田委員、 新谷委員にお願いする。

なお、職務を代理する順位は、1位を内田委員、2位を新谷委員とするがいかがか。

### 委員全員 (異議なし)

大塩委員長 それでは議事に入らせていただく。

なお,本日の委員会は,京都市市民参加推進条例第7条に基づき公開 での審議であるが、本日は傍聴希望者がいないため審議へ進める。

本日審議する4施設の指定候補者の選定方法及び審査基準について, まず初めに募集要項の共通部分について事務局から説明いただき,引き 続き,施設を所管する医務衛生課及び健康長寿企画課から,施設固有の 部分について説明願う。

#### 事 務 局 (説明)

#### 医務衛生課 (案件説明)

- 樹木型納骨施設は従来の納骨施設に比べるとかなり高額となっている が、これは造成費等が反映されてのことか。
- 医務衛生課 樹木型納骨施設の料金を検討する際には、先進事例を持つ指定都市を 参考に、他都市より少し高めの料金を設定した。

従来の納骨施設は、主に低所得者を対象としているが、樹木型納骨施設については、所得への配慮は不要と考え、立地やコンセプト、料金に納得いただいた方の選択肢の1つとして検討いただきたいと考えている。

- 樹木型納骨施設が、新たに管理の対象となることで、運営経費も以前 より多くかかることが見込まれるが、委託料もその分、従来に比べて多 くなるのか。
- 医務衛生課 来年度予算はこれから要求するため確定したことは言えないが、納骨 施設としての受付人数も増え、また樹木の維持管理も必要となるため、 当課において必要と思われる分について予算を増やして要求する予定で ある。
  - 適正な額が予算として要求され、決定されれば問題ないが、適正な予 算積算が行われないと、経費が委託料を上回り、結果的に指定管理者が 赤字となってしまう。新規事業を行う際は、見込みが難しい。
- 医務衛生課 仕様書を付しているため、応募団体には経費を検討する際の参考としてもらいたい。
  - 京都市内で当該施設の他に同様の施設はあるか。あれば、他施設も指 定管理者により運営されているのか。
- 医務衛生課 納骨施設は深草墓園のみである。石のお墓の市営墓地が計8箇所ある。 これらは、定期的なごみの回収や、随時に石材業界へ修理を依頼するな ど本市職員による直営での運営が可能と考え、直営である。
  - 京都市深草墓園は他に比べて規模が大きいのか。
- 医務衛生課 深草墓園は事務所があり、職員が常駐する必要があることや、敷地が約 21,000 ㎡あり、維持管理の手間が大きいことが見込まれることなどから、本市職員が常に張り付いて運営する必要はないと考え、委託を行っている。
  - 納骨希望者は多そうか。
- 医務衛生課 今年の9月から市民しんぶんで募集予定である。遺骨の持ち込みと生前申込みを予定している。他都市では、生前申込みの倍率が高いようである。希望者が多い場合は抽選を予定している。
  - 指定管理者の予算執行について、委託料は京都市が利用者から直接収 入した使用料等を限度として支払われるのか。
- 医務衛生課 委託料と使用料収入は別と考えている。使用料の寡多により委託料が 増減するわけではない。当課において一定採算がとれるとして積算され

た委託料の範囲内で運営してもらうことになる。

○ 使用料の歳入より委託料の方が高いのか。

医務衛生課 深草墓園に関して言えば、委託料は使用料収入の範囲内である。

○ 予算としては、京都市職員により直営するより経済的ということか。

医務衛生課 お見込みのとおりである。

○ 現指定管理者はどこか。

医務衛生課 指定管理者制度が始まった昭和62年から、(公社)京都保健衛生協会 が運営している。

大塩委員長 他に意見等がなければ採決に入らせていただく。

ただ今審議いただいた議題の取扱いについて,事務局及び医務衛生課 の案のとおり承認いただけるか。

### 委員全員 (異議なし)

大塩委員長 それでは事務局及び医務衛生課の説明のとおり公募を実施する。 続いて、資料2の「京都市老人保養センター」の募集要項について審 議する。施設所管課の健康長寿企画課は説明願う。

### 健康長寿企画課 (案件説明)

- 要項案の78ページ8(2)開所日には「毎週月曜日を除く」とある。7(11)利用実績の開所日数では、閉所日は年間10日程度のようだがなぜか。
- 健康長寿企画課 当初の要項において月曜日を閉所日としていたが, 現指定管理者から の提案により月曜日も開所しており, 年末年始以外は開所している。
  - 8 (5) 利用料金において「410円の範囲内」とされている。(11) 利用実績の利用者数、利用料(収入)から、1名1回当たり120円程度と推測されるが、実際の利用料はいくらか。
- 健康長寿企画課 410円は条例において定めている上限額である。現在の利用料は、 団体で来所された方は100円、それ以外の方は250円としている。

- 東部クリーンセンターが休止している間も、当該施設は運営されていたのか。
- 健康長寿企画課 東部クリーンセンターの休止に伴い,当該施設の熱源が確保できない として,平成25年1月から約1年間,運営を休止していた時期がある。
  - 利用者はどの程度か。

健康長寿企画課 1日平均180名である。

○ 市内に同様の施設はあるか。

健康長寿企画課 入浴施設を備えるのは当該施設のみである。 類似施設である「老人福祉センター」は市内17箇所ある。

大塩委員長他に意見等がなければ採決に入らせていただく。

ただ今審議いただいた議題の取扱いについて,事務局及び健康長寿企 画課の案のとおり承認いただけるか。

委員全員 (異議なし)

大塩委員長 それでは事務局及び健康長寿企画課の説明のとおり公募を実施する。 続いて、資料3の「京都市福祉ボランティアセンター」及び資料4の 「ひと・まち交流館 京都の共用部分」の募集要項について審議を行う。 これらは施設の特性から、2施設まとめて施設所管課の健康長寿企画課 から説明するとのことであり、健康長寿企画課は説明願う。

## 健康長寿企画課 (案件説明)

- 「京都市福祉ボランティアセンター」の審査項目20「建物・設備の保守点検」の係数は1であるのに対し、「ひと・まち交流館 京都の共用部分における」の同審査項目の係数は2である。同一の建物であるにもかかわらず、係数が違う理由は何か。
- 健康長寿企画課 「京都市福祉ボランティアセンター」については、「建物・設備の保守 点検」とは備品整備などを想定しており、事業の重点は建物の維持管理 というよりかはむしろ、ボランティアセンターとしてのソフトの部分で あると考えている。

一方,「ひと・まち交流館 京都の共用部分」については、建物の全体の保守管理がメインの業務であり、そのような施設管理を期待したいため、審査項目においても係数配分に差を付けている。

- 「ひと・まち交流館 京都の共用部分」の指定管理者が、基本的には建 物全体の維持管理を契約上の義務を負うということか。
- 健康長寿企画課 お見込みのとおり。「京都市福祉ボランティアセンター」はどちらかというと「活動拠点を提供する」というイメージである。「ひと・まち交流館 京都の共用部分」の方が、管理すべきスペースが大きい。
  - 「ひと・まち交流館 京都」の中に、複数のセンターが入っているが、 指定管理者の選定手続はそれぞれ別なのか。

健康長寿企画課 お見込みのとおり。

- 「京都市福祉ボランティアセンター」と「ひと・まち交流館 京都の共 用部分」の指定管理者が別の者となることもあるのか。これまでの指定 管理者はどうか。
- 健康長寿企画課 別の者が指定管理者となる可能性がある。これまでは、現指定管理者 の京都市社会福祉協議会が、両施設の指定管理者となっている。
  - 指定管理者を別にする理由は。
- 健康長寿企画課 それぞれの施設の管理に求めるものが違うためである。入っているセンターの行政の所管も、保健福祉局のみではなく、いくつかの局が所管している。
  - 「市民活動総合センター」や「景観・まちづくりセンター」の指定管 理者は京都市社会福祉協議会とは別の者か。

健康長寿企画課 お見込みのとおり。

ひと・まち交流館 京都は築何年か。

健康長寿企画課 築15年を経過したところである。

○ 駐車場はどこにあるのか。

健康長寿企画課 地下1階にあるが,入り口は1階である。

○ 施設のPRも業務に入るのか。それぞれ利用者の実績は。

健康長寿企画課 ホームページの管理も含まれる。利用実績について、ひと・まち交流

館 京都の利用者は1日平均635名である。うち、福祉ボランティアセンターは1日平均255名である。

大塩委員長 他に意見等がなければ採決に入らせていただく。

ただ今審議いただいた議題の取扱いについて,事務局及び健康長寿企 画課の案のとおり承認いただけるか。

委員全員 (異議なし)

大塩委員長 それでは事務局及び健康長寿企画課の説明のとおり公募を実施する。 本日の審議は以上で終了する。事務局お願いする。

事務局 本日の審議内容を踏まえ、募集要項を作成し、公募を実施させていただく。

書類審査については、団体から申請書類の提出を受けた後、事務局で 整理させていただいたうえで、委員の皆様に書類を案内する。 それでは、委員会を終了する。

午後4:12 終了

(以上)